

【ジュニアきくスポ 規約】

第1章 総 則

第1条 (名称)

菊陽町においてNPO法人クラブきくよう（以下「クラブきくよう」とする。）が実施する小学校運動部活動を「ジュニアきくspo」と称する。

第2条 (位置づけ)

「ジュニアきくspo」は菊陽町教育委員会から委嘱を受けたクラブきくようが主体となり、指導者及び参加する児童とその保護者との相互理解により成立する事業であり、教室の開設・閉設、統括運営の決定権はクラブきくようが有する。

第3条 (目的)

「ジュニアきくspo」はスポーツを通じて児童の健全な育成と体力向上を図ると共にスポーツに親しみ、楽しむことを目的とする。

第4条 (活動目標)

- (1) 元気な子どもを育てる。
- (2) 社会性、コミュニケーション能力を有し、優しく周りに気配りができる子どもを育てる。
- (3) 体力の向上を目指すとともに、仲間やチームづくりを学ぶ。
- (4) 指導者育成、保護者との連携を図り、スポーツを通じて地域づくりに貢献する。

第5条 (活動内容)

- (1) 参加対象者は当該小学校在籍の小学4年生以上とする。
- (2) 活動場所は原則として各小学校のグラウンド又は体育館とする。
- (3) 活動日は週2日を原則とする。（日祝日は除く）
- (4) 大会や練習試合に参加する場合は月2回までとする。
- (5) 活動時間は、
（4月～10月、3月） 平日 16時30分から18時30分
（11月～2月） 平日 16時30分から18時00分
※ただし、大会や練習試合についてはこの限りではない。
- (6) 緊急により活動を中止する場合は、ジュニアきくspo安心メールを通じ学校や保護者への連絡をする。
- (7) 月の活動日数は5回程度とし、学校の事情、天候、施設利用状況により変更する場合がある。

第2章 構成員

第6条 (構成)

- (1) 統括運営をクラブきくようが行い、教室運営を行う指導者及び参加する児童とその保護者の協力にて構成される。

(2) 参加児童は菊陽町在住の小学生とする。

第7条（任務）

(1) クラブきくようは「ジュニアきくスポ」事務局を設置し、担当者を置き運営及び事務業務を行う。

第3章 運営

第8条（運営）

(1) 会費は月謝制：2,500円とする。

(2) 会費の使途内訳は、指導者への費用弁償、事務局人件費、保険料並びに諸経費とする。

※諸経費（物品購入費、事務費、指導者研修費等）

(3) 入会は、所定の入会申込書及び誓約書に必要事項を記入の上、事務局へ提出し、月謝納入をもって入会とする。

(4) 欠席や月途中での退会による月謝・保険料の返納は行わない。

(5) 月謝の未納がある場合、退会月までに精算しなければならない。

(6) 指導者は指導者の資質向上を図るため、指導に必要な知識や技術等について、研修会や講習会に参加するよう努める。

(7) 新規教室実施、既存指導者の退任等に伴う指導者確保は、クラブきくようが主体となり、菊陽町、学校、保護者、スポーツ団体及びスポーツ関連企業の協力を得て行うこととする。

第9条（緊急時の対応）

(1) 台風等による緊急時の集団下校や臨時休校の場合、ジュニアきくスポの活動は中止とする。

(2) インフルエンザ等の流行による学校（学級又は学年）閉鎖又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法に定める疾患の状態となった場合については、ジュニアきくスポに参加することができない。また、学級閉鎖等となった場合、たとえ児童に病気の症状が出ていない場合であってもジュニアきくスポの活動に参加することはできないものとする。

第10条（保険等）

(1) 活動中の事故等に対する補償は、すべて保険の範囲内とし、保険の対象を超える賠償請求をすることはできないこととする。また、事故に対する責任については、原則として指導者に問わないものとする。

(2) 指導者を含めた教室参加者は全てスポーツ傷害保険に加入することとし、その保険料は月謝に含まれ、事務手続きは事務局が行う。

第11条（ジュニアきくスポの活動制限）

次の各号に該当する行為を行った者について、ジュニアきくスポの活動を制限及び退会を勧告又は強制的に退会させることができる。

(1) ジュニアきくスポの秩序を乱す行為を繰り返す場合。

(2) 他の児童又は指導者のプライバシーや人権を侵害する行為が認められる場合。

- (3) 知り得た個人情報を無断で漏洩する場合。
- (4) ジュニアきくスポの金品、備品等を私的に使用又は持ち出した場合。
- (5) ジュニアきくスポの備品等を故意に破壊する場合。
- (6) 月謝を2ヶ月以上滞納した場合。
- (7) 全各号のほか、ジュニアきくスポの運営に支障をきたすような行為を行う場合。

第12条（会議等）

- (1) 必要に応じて事務局は、指導者並びに保護者を対象とした会議を開き、運営改善や次年度教室継続等について協議を行う。
- (2) 当事者間で解決できないトラブルが発生した場合、指導者並びに児童とその保護者はそれぞれ事務局へ解決の要請を行う事ができ、事務局は公正な観点から適切に問題解決に取り組む。

（規約改定）

本規約の改正はNPO法人クラブきくよう理事会の承認を必要とし、承認は理事総数の過半数によるものとする。

附則 この規約は、2019年4月1日から施行する。

2020年4月1日一部改正

2021年4月1日一部改正

2022年4月1日一部改正

【ジュニアきくスボ教室運営規則】

第1条 (主旨)

この規則は、NPO 法人クラブきくようの規約の規定に基づき、各小学校で実施する各教室の活動に必要な事項を定める。

第2条 (構成)

「ジュニアきくスボ」は統括運営を行うクラブきくよう、教室運営を行う指導者並びに参加する児童とその保護者にて構成される。

第3条 (役割)

(1) 指導者

- ア 児童への技術指導を行うとともに協働活動の指導に努める。
- イ 児童の健康管理に努める。
- ウ 備品・施設を点検し安全管理に努める。
- エ 必要に応じ資格の取得や必要な講習会への参加に努める（ジュニアきくスボ規約第8条(6)）。
- オ 指導者は教室児童の出席簿管理、活動日誌を作成し事務局への報告を行う。
- カ 事故が発生した場合、適切な処置・対処し、速やかに事務局への報告を行うとともに必要に応じ保護者に状況を説明する。

(2) 児童

- ア 教室の約束を守り、みんなで協力しあい、楽しい教室づくりに取り組む。

(3) 保護者

- ア 児童の健康状態に注意し、指導者と共に安全管理に努める。
- イ 児童の送迎は原則保護者が責任をもって行う。

第4条 (運営)

- (1) 教室活動に必要な用具の購入は原則個人負担とする。ただし、共用する物品についてはその限りでない。
- (2) 教室の活動に興味のある者には、指導者又はクラブきくようが教室内容の説明し、入会を希望する場合は手続きの案内（入会書類の手交等）を行う。
- (3) 連絡は、事務局より安心メールを通じて保護者に連絡することとする

附則 この規則は、2019年4月1日から施行する。

2020年4月1日一部改正

2022年4月1日一部改正